

法令等改正のお知らせ (10月号)

H18.10.13

八戸市小中学校事務支援室作成

◆ 育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額の変更について (通知)

【青教職共第 196 号・H18.7.27】

文書分類番号 (1103 例規)

改正年月日 平成 18 年 8 月 1 日

育児休業や介護休暇中の職員には給与が支給されないため、共済組合から育児休業手当金・介護休業手当金が給付されます。

給付上限相当額を算出する基礎額になる「雇用保険法で定める賃金日額」が改正されたことに伴い (14,150 円→14,200 円)、賃金日額を基に計算される給付上限相当額は 7,745 円となりました。

※ 給付上限相当額は毎年 8 月に改正されます。

《給付額の例》

育児休業手当金の場合、1 日に支給される金額は、職員の給料の日額を基に計算されますが、支給額が給付上限相当額を超える場合、次の金額が給付されます。

- 「育児休業中支給分」… 5,808 円 (給付上限相当額×3/4) ×該当月の支給対象日数を毎月支給
- 「育児休業終了後支給分」… 1,937 円 (給付上限相当額×1/4) ×支給対象総日数分

※ 平成 18 年 8 月 1 日以前に育児休業手当金の請求書を提出した職員で給付上限相当額に達する方については、改正に伴う手続きは必要ありませんが、所属所控えの明細書は訂正しておきます。

◆ 健康保険法等の一部改正及び公立学校共済組合定款の一部変更に伴う短期給付の改正について(通知)

【青教職共第 279 号・H18.9.19】

文書分類番号 (1103 例規)

施行年月日 平成 18 年 10 月 1 日

1. 出産費・家族出産費の改正

出産費・家族出産費ともに法定給付は 35 万円の定額、附加給付は 5 万円の定額になりました。

区分	平成 18 年 9 月まで	平成 18 年 10 月から
出産費・家族出産費 (法定給付)	給料の月額に基づいて支給 ※ 最低保障 300,000 円	350,000 円 (定額)
附加給付	20,000～30,000 円	50,000 円 (定額)
合計	※ 最低保障 330,000 円	400,000 円 (定額)

2. 埋葬料及び家族埋葬料の改正

埋葬料及び家族埋葬料は法定給付は 5 万円の定額、附加給付は定額 2 万 5 千円になりました。

区分	平成 18 年 9 月まで	平成 18 年 10 月から
埋葬料・家族埋葬料 (法定給付)	給料の月額に基づいて支給 ※ 最低保障 100,000 円	50,000 円 (定額)
附加給付	25,000～150,000 円	25,000 円 (定額)
合計	※ 最低保障 250,000 円	75,000 円 (定額)

3. 高額療養費の自己負担額引き上げ

高額療養費とは、長期の療養や入院・手術などで医療費が高額なとき、病院等に支払った自己負担額が一定期間に一定額を超えた場合に、超えた分を給付するものです。

10月から、高額療養費の自己負担額が引き上げになりました。

☆70歳未満の場合の自己負担限度額（月額）

区 分	平成 18 年 9 月まで	平成 18 年 10 月から
上位所得者	139,800 円 + (総医療費 - 466,000 円) × 1%	150,000 円 + (総医療費 - 500,000 円) × 1%
	長期療養者 (77,700 円)	長期療養者 (83,400 円)
一 般	72,300 円 + (総医療費 - 241,000 円) × 1%	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%
	長期療養者 (40,200 円)	長期療養者 (44,400 円)

※ 上位所得者の給料の月額（教職調整額及び給料の調整額を含む）は 424,000 円。（改正前は 448,000 円）

※ 長期療養者とは同一世帯で高額医療費の支払いが 1 年間に 4 回以上あった者。（ ）内の金額は 4 回目以降の自己負担限度額。

《参考》

共済組合員の場合は高額療養費の他に一部負担金払戻金（被扶養者の場合は家族療養費附加金）が給付されるため、実際の自己負担額は約 20,000 円となります。

また、互助会に加入している方は医療費補助金も給付されるため、実際の自己負担額は約 3,000 円となります。

これらの給付は、各医療機関から支払基金を經由して共済組合に提出された診療報酬明細書に基づき計算を行い、診療を受けた日から 2～3 ヶ月後に自動的に支給されるため、請求手続きは不要です。

◆ 公立学校共済組合貸付規程の一部改正について（通知）

改正月日 平成 18 年 6 月 29 日

【青教職共第 256 号・H18.9.7】

実施日 平成 19 年 4 月 1 日

文書分類番号（1103 例規）

共済組合の貸付（高額医療貸付・出産貸付を除く）の貸付保険料の一部を、借受人（組合員）が負担することになりました。

平成 19 年 4 月 1 日以降に送金となる新規貸付け（借替えを含む）から負担分年利 0.06% が利率に加算され、毎月の給与及びボーナスから徴収されます。

※ 平成 19 年 4 月送金分となるため、平成 19 年 3 月期限の申込み分から適用されます。

貸 付 種 別	改正前の貸付利率	改正後の貸付利率等
一般・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付	2. 2 6 % (年利)	2. 3 2 % (年利)
住宅災害・災害貸付	1. 8 8 % (")	1. 9 4 % (")
介護構造部分の額に係る貸付	2. 0 0 % (")	2. 0 6 % (")

◆ 長期給付に係る掛金率の変更について（通知）

【青教職共第 283 号・H18.9.21】

文書分類番号（1103 例規）

共済組合の長期給付（年金）に係る掛金率は、平成 16 年から平成 20 年まで毎年引き上げられることになっています。

平成 18 年 9 月～平成 19 年 8 月まで給与及びボーナスから徴収される長期給付の掛金率が下記のとおりになりました。

- 例月給与の掛金率 88.075 / 1000 (変更前は 85.8625 / 1000)
- 期末手当等の掛金率 70.46 / 1000 (変更前は 68.69 / 1000)